

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日は、その日が休日)

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

規則

平成7年10月2日

目次

◇規則 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）

◇告示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による診療所の廃止（ク）

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

保険・医療機関等の指定（保険課）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること

がある旨の告示（中小企業課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良事業の工事の完了（ク）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

保安施設地区の指定予定（ク）

廃川敷地等の生成（河川課）

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（会計課）

◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

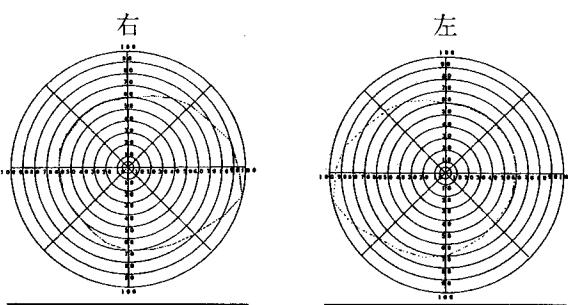
◇正誤 警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則を廃止する規則（ク）

平成7年3月31日付鳥取県規則第十八号中訂正

平成7年3月31日付鳥取県病院局管理規程第四号中訂正

平成7年6月30日付鳥取県規則第五十三号中訂正

2 視野



視野障害の計測は点線で囲まれた正常視野の範囲内で行うものとする。

鳥取県規則第七十三号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年2月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

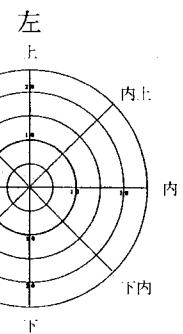
様式第三号視覚障害の状況及び所見欄の2を次のように改める。

鳥取県知事 西尾邑 次

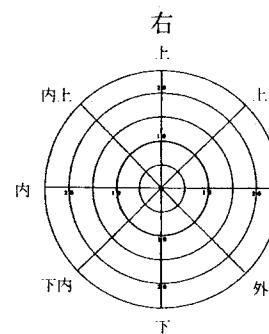
様式第三号視覚障害の状況及び所見欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示



3 中心視野



右上	左上	右外	左外	右下	左下	右内	左内	内上	内下	計①	視能率②	損失率③
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	(①÷560×100)	(100-②)	

右上	左上	右外	左外	右下	左下	右内	左内	内上	内下	計④	視能率⑤	損失率⑥
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	(④÷560×100)	(100-⑤)	

両眼の損失率
%

(③と⑥のうち大きい方)+(③と⑥のうち小さい方)×3

4

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇一一一七七〇	平成七年八月二十四日
医療法人社団 横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六一一	平成七年九月一日
医療法人 かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	平成七年九月五日
潮歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七一四	平成七年九月一日

様式第三号聴覚・平衡・音報・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見欄の1の
(4)中〔聴力レベル(新規格)・聴力損失(旧規格)
(該当するものを○で閉むこと。)〕を削り、同欄注中「聴力障害の認定に
あたり、昭和57年8月14日の改正後のJIS規格(新規格)によるオージオメータで測定
したdB値については」や「聴力障害の認定に当たっては、昭和57年8月14日の改正後の
JIS規格(新規格)によるオージオメータで測定する。dB値は」とある。
当該改正前のJIS規格(旧規格)によるオージオメータで測定したdB
値については、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれ
ぞれa、b、cとして(a、b、cのいずれか1又は2において90dBの音
が聴取できない場合は、その値を95dBとして)、 $\frac{a+2b+c}{4} + 10$ の算式
により聴力レベルを算定すること。
なお、これは、旧規格によるオージオメータの使用が認められる間
の暫定的取り扱いである。

鳥取県告示第六百五十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第111号)第十四条第一項の規定に基
づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第一項の規定に
よつて次のとおり公示する。

平成七年十月一日

鳥取県知事 西 尾 囗 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三一-七七〇	平成七年七月三十日
横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六一	平成七年七月三十一日
かくべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	平成七年八月一日
潮歯科医院	西伯郡余見町天万九〇七一四	平成七年七月三十日

鳥取県告示第六百六十号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十一月鳥取県条例第114号)第十二三条第
一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し
たので、同条第一項の規定により公示する。

平成七年十月一日

鳥取県知事 西 尾 囗 次

指定番号	種 別	図 書		類
		題	号	
5381	雑誌その他 の刊行物	女 子 大 生 肉 欲 情 報	A Z - 8	アズ出版 表示された 発行記号等
5382	"	投 稿 ニ ャ ン ニ ャ ン 写 真	雑誌 16747-07	株式会社 サン出版
5383	"	ナ イ ト ブ ラ ウ オ 一 力	雑誌 06843-07	株式会社 サン出版
5384	"	ブ ロ ン ド フ リ ー ク	雑誌 16516-6	株式会社 大洋書房
5385	"	オ レ ン ジ 通 信	雑誌 02189-7	東京三社
5386	"	ブ ル マ あ そ び	S - 0 2 5	ハーヴィギルズ カンパニー
5387	"	セ ラ ラ 一 服 と 機 関 坊	S - 0 2 6	カナルギルズ カンパニー
5388	"	ビ ン ビ ン ハ イ ス タ ー ル	BOOK·NO. ANG-56	ビーナス 企画
5389	"	ス 一 パ ー お 元 気 写 真	雑誌 15495-5	株式会社 ビデオ出版
5390	"	日 隠 し ツ 娘 俱 樂 部	雑誌 11590-4	株式会社 ビデオ出版
5391	"	VOL.2	雑誌 11590-4	株式会社 ビデオ出版
5392	"	樹 液 の 中 の 快 感	N.O. 5 7	北陽出版
5393	"	そ の 手 を 離 さ な い で	N.O. 6 4	北陽出版
5394	"	知 的 淫 亂 O L た ち	N.O. 6 6	北陽出版
5395	"	T O K Y O N A N P A 俱 樂 部	雑誌 16673-6	株式会社 ラ・ン出版
5396	"	漫 画 絶 対 M A N - Z O K U	雑誌 08317-10	株式会社 笠倉出版社
5397	"	漫 画 10月号	雑誌コード 07813-10	株式会社 笠倉出版社
5398	"	C O M I C ダ ツ ツ シ ュ	雑誌コード 05980-10/15	株式会社 辰巳出版社
5399	"	若 妻 い け な い 遊 び	雑誌コード 07588-10/15	株式会社 辰巳出版社
5400	録画テープ	ぐ れ マ マ 通 信	F H - 0 6	フライハイ

鳥取県告示第六百六十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、保険

医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二

年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 恵聰会	鳥取市青葉町二丁目一〇五	平成七年九月一日
わくしま内科医院	鳥取市松並町一丁目一二八	平成七年九月十八日
井上クリニック	米子市東町一三八	平成七年九月二十四日
早瀬医院	鳥取市川端五丁目一〇六	平成七年十月一日
白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四五	
田中医院	鳥取市浜坂二丁目九一一五	
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一一八一四	
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目三三七	
上山整形外科医院	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	
庄司医院分院	鳥取市湖山町北二丁目五四七	
野口内科医院	米子市角盤町四丁目五一二	
木下内科医院	米子市上後藤七丁目三一一七	
周防内科医院	米子市河崎九八七	
森整形外科医院	米子市八幡七〇三	
医療法人社団 本田医院	倉吉市塙町三丁目七三一一	
野田外科医院		

明島産婦人科医院 倉吉市幸町五〇七一八

医療法人社団 平本小児科医院 倉吉市山根六三七一六

福嶋整形外科医院 倉吉市伊木二六二一

大石医院 倉吉市西倉吉町三一一〇

森脇耳鼻咽喉科医院 倉吉市新町三丁目一〇八一四

森医院 中河原分院 岩美郡国府町大字中河原六八一七

岸医院 八頭郡河原町大字河原四八

井上医院 八頭郡佐治村大字加茂六九二一五

田中医院 八頭郡用瀬町大字用瀬四五七一六

田中医院 大坪出張診療所 八頭郡郡家町大字大坪七一一一

田中医院 下津黒出張診療所 八頭郡郡家町大字下津黒二六

和順堂記念医院 気高郡青谷町大字青谷四四六一五

医療法人社団 高見医院 東伯郡北条町国坂七二〇

上村歯科医院 鳥取市弥生町一二四

秋山歯科医院 鳥取市瓦町七〇一

小山歯科医院 鳥取市車尾八六八一三

辻歯科医院 米子市車尾一二四四一三

あさくら歯科医院 米子市西福原五丁目八一一七

灘尾歯科医院 米子市角盤町一丁目四二一一

医療法人 木本歯科医院 倉吉市昭和町一丁目一七四

吉井歯科医院 倉吉市東巖城町一〇一

小徳歯科クリニック 境港市上道町一九八七一

井田歯科医院 境港市元町四一

木村歯科医院 境港市小篠津町八六九一三

永美歯科医院 岩美郡岩美町大字浦富一七一八一

鳥取縣公報

�冈歯科医院	日野郡日野町根雨四四八
有限会社 すずき薬局	鳥取市松並町一丁目一四〇一三
さくら薬局	米子市浜町一丁目九九
サンライフ薬局	米子市三旗町六一
	平成七年九月十八日
	平成七年十月一日
	〃

鳥取県告示第六百六十二号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西尾邑次

届出者の名称	届出に係る建物の名称
株式会社アイム天満屋	アイム天満屋郡家店

鳥取県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西尾邑次

理事	前田正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六
横山善博	山下善男	東伯郡東伯町大字森藤一二八
清山道行	山本一雄	東伯郡東伯町大字矢下五九八
山善行	吉田六彦	東伯郡東伯町大字浦安三三七
藤原正博	堯本敷雄	東伯郡東伯町大字保五七
山下晃生	藤本昭之	東伯郡東伯町大字下伊勢五三九一一
藤原正雄	吉田昌昭	東伯郡東伯町大字鈎二四六一五
山下正雄	松田進八郎	東伯郡東伯町大字逢東一七一一一
山下正雄	杉本太郎	東伯郡東伯町大字光好三五九
山下正雄	根德太郎	東伯郡東伯町大字別宮三三四
山下正雄	上田正宏	東伯郡東伯町大字上伊勢一二四
山下正雄	吉本照夫	東伯郡東伯町大字浦安三五五
山下正雄	作本清	東伯郡東伯町大字美好一四
山下正雄	丸山一成	東伯郡東伯町大字下大江三二九
山下正雄	西原成美	東伯郡東伯町大字逢東六一四
山下正雄	盛山博文	東伯郡東伯町大字櫻下四八九
山下正雄	三嶋貞明	東伯郡東伯町大字下伊勢一六〇
山下正雄	丸山定雄	東伯郡東伯町大字櫻下九九六一四〇
山下正雄	田口八郎	東伯郡東伯町大字金屋三五六
山下正雄	藤原勲	東伯郡東伯町大字杉下四四
山下正雄	手嶋紀男	東伯郡東伯町大字徳万六二三
山下正雄	藤原正雄	東伯郡東伯町大字三保六八
山下正雄	藤原正雄	東伯郡東伯町大字法万七九六一一

池口正彦	東伯郡東伯町大字宮場一七三
松下陽之助	東伯郡東伯町大字古長一八四一
高塚博臣	東伯郡大栄町大字大谷一四四一
松本正志	東伯郡東伯町大字八橋四九九
山本房雄	東伯郡東伯町大字八橋九三二一五
河原本匡平	東伯郡東伯町大字八橋一五八四
押戸田茂	東伯郡東伯町大字八橋三一七〇
川上隆壽	東伯郡東伯町大字八橋三四五七一三五
戸田章	東伯郡東伯町大字八橋三保二五三
宮本勝宏	東伯郡東伯町大字笠見三三
桑本光博	東伯郡東伯町大字三保二五三
平野聖博	東伯郡東伯町大字山田三二六
手嶋正巳	東伯郡東伯町大字大杉四八七
山本吉彦	東伯郡東伯町大字公文一九四一
米田聰明	東伯郡東伯町大字山田三二九
前田徳光	東伯郡東伯町大字山田三二六
椎本邦介	東伯郡東伯町大字丸尾一六四
浦上武司	東伯郡東伯町大字丸尾五三一一
中西喜久雄	東伯郡東伯町大字三保二八六
橋本進吾	東伯郡東伯町大字田越三二六
	東伯郡東伯町大字倉坂六四〇

平成七年九月十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 前田正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六
山下善男	東伯郡東伯町大字森藤一二八

山本一雄	東伯郡東伯町大字矢下五九八
堯本藪雄	東伯郡東伯町大字保五七
藤本昭之	東伯郡東伯町大字下伊勢五三九一
吉田昌昭	東伯郡東伯町大字鋤二四六一五
杉本太郎	東伯郡東伯町大字光好三五九
上田正宏	東伯郡東伯町大字上伊勢一二四
作本照夫	東伯郡東伯町大字美好一四
丸山一成	東伯郡東伯町大字下大江三三九
西原成美	東伯郡東伯町大字逢東六二四
盛山博文	東伯郡東伯町大字楓下四八九
丸山晃生	東伯郡東伯町大字杉地四一二
盛山博文	東伯郡東伯町大字徳万六三
丸山専之祐	東伯郡東伯町大字山下四八一
山下陽之助	東伯郡東伯町大字大谷一四四一
高塚博臣	東伯郡東伯町大字八橋四九九
河原本匡平	東伯郡東伯町大字八橋三一七〇
松本正志	東伯郡東伯町大字三保二五三
桑本勝宏	東伯郡東伯町大字山田三二九
平野聖博	東伯郡東伯町大字大杉四八七
手嶋正巳	東伯郡東伯町大字公文一九四一
米田聰明	東伯郡東伯町大字山田三二六
前田徳光	東伯郡東伯町大字丸尾一六四
椎本邦介	東伯郡東伯町大字丸尾五三一一
浦上武司	東伯郡東伯町大字三保二八六
中西喜久雄	東伯郡東伯町大字田越三二六
橋本進吾	東伯郡東伯町大字倉坂六四〇

平成七年九月十三日退任

鳥取県告示第六百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

事業主体	土地改良事業の名称			工事完了年月日
日野町	農村地域農業構造改善事業	日野（小原）地区	区画整理	平成五年三月三十一日
ク	農村地域農業構造改善事業	日野（津野）地区	区画整理	平成六年三月三十一日
ク	第三期山村振興農林漁業対策事業	板井原地区	区画整理	ク

鳥取県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次とおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百六十六号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

ク 進 修 東伯郡東伯町大字八橋三四五六一四一

監事 池口正二 東伯郡東伯町大字光好四六一

ク 前田徳光 東伯郡東伯町大字中尾一六四

ク 浦上武司 東伯郡東伯町大字三保三八六

ク 中西喜久雄 東伯郡東伯町大字田越三三二一

ク 大橋正實 東伯郡東伯町大字浦安一三五一一

ク 岡田節夫 東伯郡東伯町大字倉坂六〇二

ク 池口隆 東伯郡東伯町大字古長一八四一

平成七年九月十四日就任 任期四年

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字中田字堂敷四四二・四四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため。

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

八頭郡用瀬町大字別府字イヤ谷二三七の四、二三七の五、二三八

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、千代川地域森林計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定の有効期間

七年

三-1 保安施設地区予定地の所在場所

4 指定の有効期間

七年

次のとおりとする。

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱三一号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡用瀬町大字別府字山添屋敷二三九、二三九内第一、二三九の二、字イヤ谷二三七、二三三の一、二三四、二三六、二三六次一、二三七内第一、二三七内第二、二三七内第二次一、字小谷六九八の一、六九八の二

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二七号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡用瀬町大字別府字樟元山添三六三の三、三六三の四、ツタジ三四七の一、三五〇、三五五の二、三五六、三五六内第一

(三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡船岡町大字見櫻字井古四、四次一、字長品六六、六九

(四) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二〇号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二〇号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡船岡町大字塩上字上土居二四五から二四七まで、二四九、二五〇、二六一から二六四まで、二七八の一

(五) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一八号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

二-1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱三一号とを直線で結んだ線によって囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八頭郡郡家町大字市場字宮ノ谷六九一の一、六九二

2 指定の目的

3 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、千代川地域森林計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

八頭郡八東町大字清徳字水出口三七、三七の一、三八、三八の二、字上河原三九、三九地先、三九の一地先、四〇の四、四二の二、字水出三三六の二地先

(六) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一六号とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡若桜町大字屋堂羅字小場五一七の次一、五一八、五二九、五三一、五三三、五三四

五三四

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

4 指定の有効期間

七年

四 1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二三三号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二三三号とを直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡佐治村大字高山字淵尻平七四六の五、七六四、七六五、七六六の二、七六七の二、七六八の一

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

4 指定の有効期間

七年

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百六十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川部河川課及び倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成七年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

二級河川八橋川水系八橋川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成七年十月三日

三 廃川敷地の位置

東伯郡東伯町大字八橋字奥岩本二九六〇一地先から同大字字石丸二九七二地先まで及び同大字字石丸二九九六一一地先から同字三〇〇一一二地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一、一四六・〇四平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第二百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第六百六十八号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成7年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住所	所名	称
平成七年九月三十日	岩美郡国府町大字中郷六〇一一	国府町農業協同組合	
ク	岩美郡岩美町大字浦富一〇三三一二	鳥取岩美農業協同組合	
ク	氣高郡氣高町大字勝見六一九	山東農業協同組合	
ク	氣高郡青谷町大字青谷四〇五三	青谷町農業協同組合	
ク	八頭郡船岡町大字船岡四五六一五	船岡町農業協同組合	
ク	八頭郡河原町大字渡一本三五〇一二二	河原町農業協同組合	
ク	八頭郡八東町大字才代一三五一一	八東町農業協同組合	
ク	八頭郡用瀬町大字用瀬四九〇一一	用瀬町農業協同組合	
ク	八頭郡佐治村大字加瀬木一三〇〇	佐治村農業協同組合	

平成7年十月三日

鳥取県公安委員会規則第六号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県公安委員会規則第五号

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第八条」に改める。

第八条第五号中「ぞう品」を「盜品等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成7年十月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県公安委員会委員長 上 田

務

四の表救護施設敬仁会館の項を削る。

鳥取県選挙管理委員会告示八十三号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成7年十月三日

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則を廃止する規則

警察職員の被服手当の支給の範囲に関する規則（昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

平成七年三月三十一日公布の鳥取県規則第十八号（鳥取県立鳥取港海友館管理規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十 下 一 （第六条関係） （第八条関係）

平成七年三月三十一日公布の鳥取県病院局管理規程第四号（鳥取県病院局事務決裁規程）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十四 下 二十一 （第八条関係） （第九条関係）

平成七年六月三十日公布の鳥取県規則第五十三号（鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 二 年度とする。」を 年度とする。」を削る。